

申告の手引き

申請書名	バリアフリー改修に係る固定資産税の減額申告書						
対象の要件	○平成 19 年 1 月 1 日以前から所在する住宅（貸家を除く）であること ○平成 19 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に行われたバリアフリー改修工事で下表のもの <table border="1"> <tr> <th>バリアフリー工事完了時期</th><th>自己負担額</th></tr> <tr> <td>平成 19 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日</td><td>30 万円以上</td></tr> <tr> <td>平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日</td><td>50 万円超</td></tr> </table> ○下記のいずれかの方が居住していること ①65 歳以上の方 ②介護保険において、要介護認定、要支援認定を受けている方 ③障害者の方 ○下記のいずれかの工事を行っていること ①廊下の拡張 ④便所の改良 ⑦引き戸への取替え ②階段の勾配の緩和 ⑤手すりの取付け ⑧床表面の滑り止め化 ③浴室の改良 ⑥床の段差の解消	バリアフリー工事完了時期	自己負担額	平成 19 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日	30 万円以上	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	50 万円超
バリアフリー工事完了時期	自己負担額						
平成 19 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日	30 万円以上						
平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	50 万円超						
減額の内容	バリアフリー改修工事の完了した年の翌年度分に限り、1 戸当たり 100 ㎡相当分までの固定資産税額の 3 分の 1 が減額されます （都市計画税は対象となりません）						
申告の方法	改修工事の完了後 3 か月以内に、町税務住民課（税の窓口）へ関係書類添付のうえ、「バリアフリー改修に係る固定資産税減額申告書」の提出が必要となります ◎添付書類 ①領収書(写し) （改修工事費用の支払いが確認できるもの） ②工事明細書(写し) （建築士・登録性能評価機関等による証明で代用できますが、証明の発行については建築士・各機関等にご確認ください） ③改修工事個所の写真・図面 （改修前・改修後） ④その他補助金等の明細(写し)						
問い合わせ先	税務住民課 資産税班 電話番号 043-496-1171 内線114・115						